

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は、「R8企総管 川口ダム ゲート制御装置保守業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。

なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と読み替えるものとする。

(成績評定の選択制（試行）)

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

(受発注者共同による品質確保)

第6条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であ

- り、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第8条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

- 2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(委託業務箇所)

第9条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 徳島県那賀郡那賀町 川口庁舎
- (2) 徳島県那賀郡那賀町 長安ロダム管理所
- (3) 徳島県徳島市新蔵町 総合管理推進センター

(対象機器)

第10条 本業務における点検対象機器の内容は、次のとおりとする。

- (1) 対象機器
ア 川口ダムゲート制御装置

1式

(業務内容)

第11条 本業務の内容は、別紙「点検項目一覧表」に掲げるとおりとする。

(緊急点検)

第12条 履行工期限内に故障が発生した場合は、監督員の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検あるいは現地での復旧・修理作業を実施すること。

なお、費用については、その都度協議するものとする。

(諸法令の遵守)

第13条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

(規格)

第14条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電機工業会規格 (JEM)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第15条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品(正・副各1部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

| | | |
|----------------|-------------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に | 2部 |
| ア 業務概要 | | |
| イ 実施方針 | | |
| ウ 作業方法 | | |
| エ 工程表 | | |
| オ 業務組織計画 | | |
| カ 主要機械器具 | | |
| キ 使用する主な図書及び基準 | | |
| ク 打合せ計画 | | |
| ケ 成果品の内容、部数 | | |
| コ その他 | | |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (3) 業務写真 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (4) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(管理技術者)

- 第16条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、管理技術者通知書を契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。また、管理技術者通知書の内容が変更になった場合は、変更日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に管理技術者変更通知書を提出し確認を受けなければならない。
- 2 受注者は、管理技術者の能力と経験を証明できるもの（業務経歴書等）を提出しなければならない。
 - 3 受注者は、管理技術者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提示しなければならない。
 - 4 受注者は、原則として、現場での業務に際して管理技術者を常駐させて作業を行わなければならない。
 - 5 管理技術者は、本業務の管理及び統括を行うほか、一切の権限（業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、契約解除に係る権限を除く。）を有する者である。
 - 6 管理技術者は、本業務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
 - 7 管理技術者は、監督員が指示する関連のある他業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、本業務を実施しなければならない。

(その他)

- 第17条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
 - 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
 - 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
 - 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
 - 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
 - 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
 - 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
 - 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(業務の完了)

- 第18条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

点検項目一覧表

川口庁舎 (1/4)

| 装置名 | 項目 | 点検内容 |
|-------------------|--------------|-------------------------------|
| 主貯水位計 (圧力式) | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 動作確認 | 各設定及び警報動作の確認 |
| | 比較試験 | 現水位と機器の水位を比較し確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態及び発錆、腐食の確認、各部の清掃 |
| 副貯水位計 (フロート式) | 端子盤等の点検 | 端子のゆるみ点検 |
| | 電池の確認 | 光送信装置電池の状態確認及び電圧不良品の交換 |
| | A/Dコンバータ等の確認 | 水位計とA/Dコンバータ等の連動動作の確認、ビットチェック |
| | 記録計の点検 | 記録計の印字状態等の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態及び発錆、腐食の確認、各部の清掃 |
| 開度計 | 端子盤等の点検 | 端子のゆるみ点検 |
| | 電池の確認 | 光送信装置電池の状態確認及び電圧不良品の交換 |
| | A/Dコンバータ等の確認 | 水位計とA/Dコンバータ等の連動動作の確認、ビットチェック |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態及び発錆、腐食の確認、各部の清掃 |
| 機側伝送装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | デジタル入出力部の確認 | 機側盤との入出力信号を試験機にて確認 |
| | 出力リレー部の確認 | 接続状態、発熱、変色等の確認 |
| | 光レベルの測定 | 光の送信及び受信レベルを測定し許容値範囲内かの確認 |
| | システム動作確認 | データ入出力機能の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 中継端子架 光ケーブル接続盤 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 保安器、避雷器の点検確認 | 発熱、変色の有無確認 |
| | 光レベルの測定 | 光の送信及び受信レベルを測定し許容値範囲内かの確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 入出力装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | システム動作確認 | 各装置の表示部等でデータ確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |

点検項目一覧表

川口庁舎 (2/4)

| 装置名 | 項目 | 点検内容 |
|-------------------------|-------------|-------------------------------|
| 演算処理装置 I・II | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 総合動作確認 | 切替動作の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 情報入力・提供装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 送受信レベルの測定 | 測定器により測定を行い基準値内にあることを確認及び調整 |
| | デジタル入出力機能確認 | デジタルデータの転送機能の確認 |
| | システム動作確認 | データ入出力機能の確認 |
| | データ送信確認 | 各データをデータ表示部にて確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 情報入力・提供装置 ＜電話応答通報装置＞ | 接続機能試験 | 発着信通話試験及び各種信号音の確認 |
| | 動作状態の確認 | データ入出力機能の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 情報入力・提供装置 ＜時計装置＞ | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 時刻の確認 | 標準時計との確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 情報入力・提供装置 ＜LAN＞ | 動作確認 | 表示、データ送受信などの総合動作試験 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 遠方手動操作卓 | 操作スイッチ機能の確認 | 各スイッチ類及びランプ類による機能の確認 |
| | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 動作確認 | 表示、データ送受信などの総合動作試験 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |

点検項目一覧表

川口庁舎 (3/4)

| 装置名 | 項目 | 点検内容 |
|------------------------|-------------|-------------------------------|
| 表示設定操作卓 | 操作スイッチ機能の確認 | 各スイッチ類及びランプ類による機能の確認 |
| | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 動作確認 | 表示、データ送受信などの総合動作試験 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 表示端末装置 (表示設定操作卓を含む) | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 訓練装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 障害対策ガイド (タブレット端末) | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 電池の確認 | バックアップ電池の交換周期及び状態確認 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 警報盤 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | スイッチ機能の確認 | 各スイッチによる機能の確認 |
| | 表示器の点検 | データ表示ユニット(数値表示)及び表示ランプの確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| データ表示盤 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | スイッチ機能の確認 | 各スイッチによる機能の確認 |
| | 表示器の点検 | データ表示ユニット(数値表示)及び表示ランプの確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |

点検項目一覧表

川口庁舎 (4/4)

| 装置名 | 項目 | 点検内容 |
|-----------------------------------|------------|-----------------------------------|
| ファイル装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| プリンタサーバ | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| シリアルプリンタ | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 表示部の点検 | 表示ランプ及び液晶ディスプレイの機能の確認 |
| | 印字動作の確認 | 印字の乱れ、ドット欠け等の確認、紙切れ及び紙詰まりの検出動作の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| レーザープリンタ | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 表示部の点検 | 表示ランプ及び液晶ディスプレイの機能の確認 |
| | 印字動作の確認 | 印字の乱れ、ドット欠け等の確認、紙切れ及び紙詰まりの検出動作の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |
| 気象観測装置 | 端子盤等の点検 | 端子のゆるみ点検 |
| | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 記録計の点検 | 記録計の印字状態等の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態及び発錆、腐食の確認、各部の清掃 |
| 風向風速計 気圧計 温度計 湿度計 雨量計 | 動作確認 | 記録及び可動部の動作状況の確認 |
| | 気象測器検定 | 気象測器検定の有効期間を確認 |
| | 通風シエルタの確認 | 異常音及び発熱の確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態及び発錆、腐食の確認、各部の清掃 |

点検項目一覧表

長安ロダム管理所

| 装置名 | 項目 | 点検内容 |
|----------|-------------|-------------------------------|
| 情報伝達処理装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 送受信レベルの測定 | 測定器により測定を行い基準値内にあることを確認及び調整 |
| | デジタル入出力機能確認 | デジタルデータの転送機能の確認 |
| | システム動作確認 | データ入出力機能の確認 |
| | データ送信確認 | 各データをデータ表示部にて確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |

総合管理推進センター

| 装置名 | 項目 | 点検内容 |
|--------|------------|-------------------------------|
| 表示端末装置 | 電圧等の測定 | 各部電圧等の測定 |
| | 入出力装置の動作確認 | キーボード等の動作及び表示の確認、LCDの表示調整 |
| | ハードディスクの確認 | 稼働時間、不良セクタの有無を確認 |
| | イベントログの確認 | ハード異常やOS異常の兆候や発生を示すログがないことを確認 |
| | 接続部の点検 | 接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態の確認 |
| | 装置の点検・清掃等 | 機器据付状態の確認、各部の清掃 |

備考欄

- ・自動再起動の動作確認は総合動作試験に含むものとする。
- ・各点検項目、点検内容は、別途打ち合わせにて決めるものとする。